

感電死傷事故に関する注意喚起

令和7年6月12日
経済産業省産業保安・安全グループ
電力安全課

日頃より、電気保安の確保にご尽力いただき、誠にありがとうございます。例年、夏季には感電による死傷事故が増加する傾向にあります。特に、令和4年度から令和6年度にかけて発生した作業員の感電死傷に関する重大事故17件のうち、二次請け以上の事業者には属する作業員の重大事故は9件を占めていることが明らかとなりました。また、同期間の第三者の過失等による感電死傷に関する重大事故7件のうち、電気設備に関する工事等以外の作業者が電線路等に接触して感電した重大事故は6件発生しております。このような重大事故においては、工事や保守点検作業（以下、「工事等」という。）の実施について、安全上必要な情報共有や安全な作業に必要な対応等がなされていなかったことが原因として挙げられます。

夏季を迎えるに当たり、特に下記の点に留意いただき、感電死傷事故の防止に努めていただくよう、改めて注意喚起いたします。

記

<設置者の皆様>

電気事業法第43条第5項に基づき、電気設備に関する工事等は、電気主任技術者の監督の下で行う必要があります。このため、工事等を実施する前に、必ず設置者自身が電気主任技術者に連絡するか、工事業者に対して電気主任技術者に連絡を入れるよう依頼してください。

さらに、設置者の皆様が電気設備に関する工事等を行わない第三者による電気工作物の近傍での作業が行われることを把握した場合にも、電気主任技術者に連絡し、保安対策の必要性を確認し、当該第三者に対し注意喚起を行うことが、第三者の過失等による重大事故を防止することにつながります。特に、以下のような工事や作業においては、電気主任技術者への事前の連絡が重要です。

- ・設備や建物の塗装工事、外壁工事などで足場やクレーンを使用する工事、地面の掘削を伴う工事、街路樹等の樹木伐採など、一見電気に関連しない工事や作業等（例えば、高圧の引込線のすぐ近くに工事作業のための足場を立ててしまい、そのまま作業を続けると高圧線に触れる危険があった事例など）
- ・エアコンやエレベーターに係る工事など、通常は電気室やキュービクルでの作業を伴わない工事等（例えば、本来はキュービクル外の電源に接続すべきところが見つからず、誤ってキュービクルを開けてしまった事例など）
- ・工事等の実施に先立つ下見作業等（例えば、保守点検作業の下見のためにキュービクルを開けてしまい、充電部に触れて感電した事例など）

別添事例集も参照ください。

URL :

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2025/06/kanden_jireisyu.pdf

また、電気工事等の発注者である設置者の皆様におかれましては、工事を発注する際に、労働安全衛生法第3条第3項に基づき、施工方法や工期などについて労働安全衛生を損なう恐れのある条件を付さないようご配慮ください。具体的には、工期末に向けて工事を急かすことで現場が繁忙になることや、多数の業者が同時に入場して現場が混乱し、危険性が高まることのないよう、十分にご注意ください。

皆様のご協力により、感電による死傷事故を未然に防ぐとともに、安全な作業環境を確保することにつながります。引き続き、電気保安の確保に努めていただきますようお願い申し上げます。

以上

【関係条文】

＜電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）＞

（主任技術者）

第四十三条 1～3（略）

4 主任技術者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に
行わなければならない。

5 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにす
る指示に従わなければならない。

＜労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）＞

（事業者等の責務）

第三条 1・2（略）

3 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛
生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。